

国民健康保険税・国民健康保険の一部負担金の減免など

☎ 保険医療課 2173

町の国民健康保険では、加入者の失業、疾病などで収入が著しく減少し、利用しうる資産や能力の活用、または親族からの支援の要請などを行ったにもかかわらず、国民健康保険税の納付や国民健康保険の一部負担金（医療機関などでの自己負担額）の支払いが難しい場合などに、申請していただくことで、国民健康保険税や国民健康保険の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

なお、減免などを受けるには申請が必要です。必要な書類や手続きは、お問い合わせください。

☑ 世帯の3か月間の実平均収入金額とその世帯の基準生活費*とを比較して、その世帯の3か月間の実平均収入金額がその世帯の基準生活費の一定割合（表1、表2）以下の世帯で、その世帯の預貯金の額が基準生活費の3か月分以下の場合に減免などを受けることができます。

*基準生活費とは、生活保護法に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助の金額を合計したものです。

（表1）国民健康保険税の減免

生活困窮の場合の基準	
実収入金額の3か月間の平均金額	減免の割合
基準生活費の100分の105以下	100%
基準生活費の100分の105を超え100分の110以下	70%
基準生活費の100分の110を超え100分の120以下	50%
基準生活費の100分の120を超え100分の130以下	30%

（表2）国民健康保険の一部負担金の減免など

実収入金額の3か月間の平均金額	減免などの区分
基準生活費の100分の105以下	一部負担金の免除
基準生活費の100分の105を超え100分の120以下	一部負担金の徴収猶予

このほか火災、床上浸水などの災害で資産に重大な損害を受けた場合、国民健康保険税の減免を受けることができます。

災害の場合の基準	
災害の程度	減免の割合
住居の全焼・全壊	100%
住居の半焼・半壊	70%
床上浸水	50%

令和6年度個人住民税の定額減税



令和6年度税制改正の大綱に基づき、令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。

※令和6年分の所得税の定額減税（対象者1人につき3万円）については、国税庁ホームページ（11ページ二次元コード）をご覧ください。

☑ 令和6年度分の合計所得金額が1,805万円以下の納税者

※給与収入のみの方の場合は給与収入2,000万円以下の方（子ども・特別障害者などを有する方などの所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下）

※納税者本人が均等割のみ課税される場合は対象外です。

● 定額減税額 ▶ 納税者の個人住民税の税額控除後の所得割額から、以下の金額を控除します。

- ・納税者本人…1万円
- ・控除対象配偶者または扶養親族（どちらも国外居住者を除く）…1人につき1万円

※控除額が所得割額を超える場合は、所得割額を限度とします。

● 手続き ▶ 納税者からの申告や申請は不要です。（町において定額減税額を出し、減税を行います。）

※減税を行う時期については、徴収方法で異なります。詳しくは、「広報いな」6月号でお知らせします。

☎ 税務課 2155

● 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）

定額減税（対象者1人につき所得税3万円、個人住民税1万円）しきれなかった方に対し、給付金の支給を実施予定です。詳しくは決まり次第、「広報いな」などでお知らせします。

☎ 社会福祉課 2136

令和6年度から国民健康保険税の課税限度額および軽減判定所得が変更になります

☎ 保険医療課 2173

令和6年度税制改正大綱において、国民健康保険税の課税限度額および軽減判定所得の基準が引き上げられることとなったため、町でも次のとおり改定します。

これは、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保および中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から毎年度見直されるものです。

課税限度額

	【改正前】 令和5年度	【改正後】 令和6年度
医療保険分	65万円	(変更なし)
後期高齢者支援分	22万円	24万円 (2万円増)
介護保険分 (40~64歳が対象)	17万円	(変更なし)

軽減判定所得基準

国民健康保険税 (均等割) の7・5・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を次のとおり引き上げます。

	【改正前】 令和5年度	【改正後】 令和6年度
7割	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	(変更なし)
5割	43万円 + 29万円 × (被保険者・特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	43万円 + 29万5千円 × (被保険者・特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
2割	43万円 + 53万5千円 × (被保険者・特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	43万円 + 54万5千円 × (被保険者・特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

令和6年度から 森林環境税(国税)の課税が 始まります

☎ 税務課 2152

個人住民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの10年間にわたり、臨時的に年額1,000円が引き上げられ、賦課徴収されていました。

この臨時的措置が令和5年度で終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。(下表参照)

		令和5年度 まで	令和6年度 以降
国税	森林環境税	—	1,000円
県民税	個人住民税	1,500円	1,000円
町民税	均等割	3,500円	3,000円
計		5,000円	5,000円

定額減税説明会

要事前申込

令和6年6月から定額減税(源泉所得税関係)が実施されることとなるため、源泉徴収義務者向けの説明会を開催します。

☑ 制度の概要・事務手続きについてのDVD上映など(予定)

📅 5月14日(火)10時~11時、13時30分~14時30分

📍 イコス上尾ホール(上尾市平塚951番地2)

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

👤 各250名

📱 国税庁LINE公式アカウントから

※詳しくは、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。説明会で使用するDVDも公開中です。



☎ 上尾税務署法人課税第一部門

☎ 770-1813 (ダイヤルイン)